

「第8期熊本市障がい福祉計画及び第4期熊本市障がい児福祉計画」 の策定について

1 策定の根拠

<第8期熊本市障がい福祉計画>

障害者総合支援法第 88 条に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定める「市町村障害福祉計画」として策定する。

<第4期熊本市障がい児福祉計画>

児童福祉法第 33 条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定める「市町村障害児福祉計画」として策定する。

2 主な内容

- ・計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間。 ※令和8年度中に策定
- ・国の「障害福祉 サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて策定する。
- ・本市における障がいのある人の現況やニーズ等を踏まえたうえで、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行い、その円滑な提供及び必要な見込み量の確保のための方策について定める。

3 策定の進め方

- (1)学識者、関係団体、障がい当事者、市民公募委員等により構成される「熊本市障害者施策推進協議会」での計画案を審議
- (2)当事者を対象としたアンケート等の基礎調査を基に計画案に反映
- (3)障がい者団体等からの意見聴取、パブリックコメントの実施等

4 主なスケジュール

時 期	内 容
6月	当事者アンケート実施
7月	第1回障害者施策推進協議会(骨子案)
10月	第2回障害者施策推進協議会(素案)、関係団体からの意見聴取
1月	パブリックコメント
2月	第3回障害者施策推進協議会(最終案)